

令和3年

春季全国火災予防運動

— 3月7日(日)まで —

全国統一防火標語

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

小松島市消防本部による

主な取り組み

- ① 広報車等による火災予防広報
- ② 大型店舗・危険物施設等への立入検査
- ③ 消防水利の点検整備

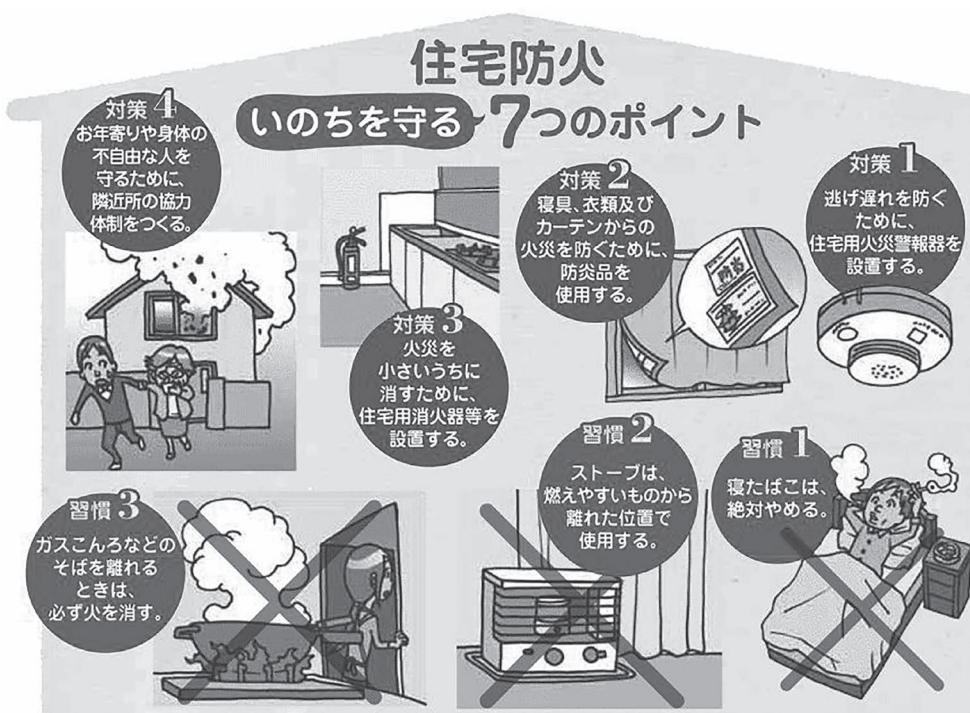
本年も3月1日から7日間にわたり春季全国火災予防運動が実施されています。

この運動は、火災の発生しやすい時季を迎え、防火防災意識を高めていただくことにより、家庭や地域、事業所などにおける出火を防ぎ、尊い生命を守るとともに、貴重な財産の焼失を防ぐことを目的として行われています。

令和2年中の小松島市管内での火災発生件数は、7件で昨年より9件減少していました。

令和元年の全国の総出火件数は、37,684件であり、火災により亡くなられた方の約7割が、住宅火災によって亡くなっています。火災は皆様のかけがえのない生命や財産を奪います。しかし、多くの火災、特に住宅火災などは人ひとりが気を配ることで、防ぐことができます。

次の7つのポイントに注意し、住宅火災の発生を防止しましょう。



[出典元:総務省消防庁]

◎ 消毒用アルコールの安全な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、消毒用アルコールは消防法令の中で危険物にあたり、取り扱いには注意が必要です。消毒用アルコールには、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

1. 火気に近づけると引火しやすい
2. アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気よりも重く、低いところにたまりやすい

このため、ご家庭において、消毒用アルコールを使用する場合、次の火災予防上の注意事項に十分注意していただき、安全に取り扱うようお願いします。

- ★ 火気の近くで使用しないようにしましょう
- ★ 設置・保管する場合は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう
- ★ 換気の良い場所で消毒用アルコールの詰め替え作業をしましょう
- ★ 密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは控えましょう
- ★ 消毒用アルコールの容器には、「火気厳禁」や「消毒用アルコール」と記載して、取り扱う際にご注意しましょう
- ★ 消毒用アルコールの容器を落としたり、強い衝撃を与えることのないようにしましょう。

【お問い合わせ先】

市消防本部
 ☎ 32・0119 / FAX 32・3595
 Mail: shoubou@city.komatsushima-i.tokushima.jp